

令和5年11月22日提出

令和5年11月市議会定例会

議 案

報告第20号～報告第23号
議案第100号～議案第117号

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第20号	専決処分の報告について（島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例）	5
報告第21号	専決処分の報告について（島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	6
報告第22号	専決処分の報告について（島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	7
報告第23号	専決処分の報告について（島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）	8

議案番号	件 名	ページ
議案第100号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第9号）	11
議案第101号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	17
議案第102号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）	21
議案第103号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	25
議案第104号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	29
議案第105号	令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	33
議案第106号	令和5年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	35
議案第107号	島田市伊太体育館条例について	37
議案第108号	島田市相賀体育館条例について	41
議案第109号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	45
議案第110号	島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について	48
議案第111号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について	49
議案第112号	島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について	52
議案第113号	指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり）	53
議案第114号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）	54
議案第115号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉・島田市川根温泉ホテル）	55

議案第116号	市道路線の認定について	56
議案第117号	市道路線の廃止について	57

予 算 に 関 す る 説 明 書		
議案番号	件 名	ページ
議案第100号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第9号）	59
議案第101号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	85
議案第102号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）	95
議案第103号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	101
議案第104号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	113
議案第105号	令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	123
議案第106号	令和5年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	145

報 告

報告第20号

専決処分の報告について

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第14号

専 決 処 分 書

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月21日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第40条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第21号

専決処分の報告について

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第15号

専 決 処 分 書

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月21日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年島田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第22号

専決処分の報告について

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第16号

専 決 処 分 書

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月21日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第23号

専決処分の報告について

島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第17号

専 決 処 分 書

島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月21日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

島田市こども発達支援センター条例（平成20年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

一 般 会 計 予 算 書

令和5年度島田市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度島田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,380,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,967,962	45,883	7,013,845
	1 国庫負担金	4,496,105	35,000	4,531,105
	2 国庫補助金	2,452,410	10,883	2,463,293
16 県支出金		3,534,576	4,442	3,539,018
	1 県負担金	1,909,210	17,500	1,926,710
	2 県補助金	1,399,660	642	1,400,302
	3 委託金	225,706	△13,700	212,006
18 寄附金		271,427	157,016	428,443
	1 寄附金	271,427	157,016	428,443
20 繰越金		500,109	21,395	521,504
	1 繰越金	500,109	21,395	521,504
21 諸収入		1,187,654	67	1,187,721
	5 雑入	975,518	67	975,585
歳入合計		46,152,037	228,803	46,380,840

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		221,918	1,793	223,711
	1 議会費	221,918	1,793	223,711
2 総務費		7,969,178	171,755	8,140,933
	1 総務管理費	6,912,230	157,396	7,069,626
	2 徴税費	378,039	11,097	389,136
	3 戸籍住民基本台帳費	183,985	8,539	192,524
	4 選挙費	48,424	△13,539	34,885
	6 監査委員費	34,151	8,262	42,413
3 民生費		14,612,548	78,738	14,691,286
	1 社会福祉費	6,361,539	83,362	6,444,901
	2 児童福祉費	6,823,408	△6,059	6,817,349
	3 生活保護費	776,861	1,435	778,296
4 衛生費		4,987,336	△295	4,987,041

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	2,765,120	12,566	2,777,686
	2 清掃費	2,222,216	△12,861	2,209,355
6 農林業費		979,939	8,626	988,565
	1 農業費	697,343	2,497	699,840
	2 林業費	282,596	6,129	288,725
7 商工費		1,386,122	△7,834	1,378,288
	1 商工費	1,386,122	△7,834	1,378,288
8 土木費		3,443,403	△6,070	3,437,333
	1 土木管理費	348,484	△12,471	336,013
	3 河川費	318,059	12,825	330,884
	4 都市計画費	1,225,872	△10,753	1,215,119
	5 住宅費	229,078	4,329	233,407
9 消防費		1,517,816	△4,215	1,513,601
	1 消防費	1,517,816	△4,215	1,513,601
10 教育費		5,947,578	△13,695	5,933,883
	1 教育総務費	610,269	24,037	634,306
	2 小学校費	2,688,675	△19,544	2,669,131
	3 中学校費	374,576	△502	374,074
	5 社会教育費	1,129,695	△11,450	1,118,245
	6 保健体育費	1,141,819	△6,236	1,135,583
歳	出	合	計	
		46,152,037	228,803	46,380,840

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

款	項	事業名	金額
			千円
8 土木費	3 河川費	河川管理経費	12,022

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
		千円
市民活動中間支援委託	令和6年度	2,877
市県民税納税通知書印刷	令和6年度	1,274
コミュニティバス運行管理委託	令和6年度	301,450
自転車等駐車場管理システム賃借料	令和6年度から 令和10年度まで	29,793
後期高齢者人間ドック検診委託	令和6年度	292
放課後児童クラブ送迎バス運行管理委託	令和6年度	5,016
ごみ資源収集運搬委託	令和6年度	191,125
田代の郷温泉等管理運営委託	令和6年度から 令和10年度まで	105,000
都市公園等管理委託	令和6年度	62,095
外国人英語指導委託	令和6年度から 令和7年度まで	43,560
スクールバス運行管理委託	令和6年度	54,912
教員用教科書等購入	令和6年度	81,058
島田市民総合施設プラザおおり管理運営委託	令和6年度から 令和8年度まで	269,700
しまだ楽習センター備品類等運搬委託	令和6年度	2,511
しまだ楽習センター解体・撤去工事	令和6年度	4,950

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第101号

令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,318,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		765,397	7,611	773,008
	1 一般会計繰入金	675,851	7,611	683,462
6 繰越金		3,301	6,226	9,527
	1 繰越金	3,301	6,226	9,527
歳入合計		9,304,430	13,837	9,318,267

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		159,423	7,611	167,034
	1 総務管理費	145,375	7,611	152,986
3 事業費納付金		2,367,860	6,226	2,374,086
	3 介護納付金分	193,759	6,226	199,985
歳出合計		9,304,430	13,837	9,318,267

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険人間ドック検診委託	令和6年度	千円 1,610

休日急患診療事業
特別会計予算書

議案第102号

令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度島田市の休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		40,473	57	40,530
	1 一般会計繰入金	40,473	57	40,530
4 使用料及び手数料		0	2	2
	1 手数料	0	2	2
5 県支出金		0	50	50
	1 県補助金	0	50	50
歳入合計		49,519	109	49,628

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		45,448	109	45,557
	1 医業費	45,448	109	45,557
歳出合計		49,519	109	49,628

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
休日急患診療等委託	令和6年度	千円 12,503

介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第103号

令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,535,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,139,534	3,081	2,142,615
	2 国庫補助金	573,797	3,081	576,878
4 県支出金		1,343,264	28	1,343,292
	2 県補助金	52,562	28	52,590
5 支払基金交付金		2,416,937	60	2,416,997
	1 支払基金交付金	2,416,937	60	2,416,997
7 繰入金		1,644,272	13,975	1,658,247
	1 一般会計繰入金	1,458,426	13,567	1,471,993
	2 基金繰入金	185,846	408	186,254
歳入合計		9,518,035	17,144	9,535,179

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		228,495	16,564	245,059
	1 総務管理費	185,663	13,814	199,477
	3 介護認定審査会費	34,964	2,750	37,714
4 地域支援事業費		341,258	580	341,838
	2 一般介護予防事業費	25,374	580	25,954
歳出合計		9,518,035	17,144	9,535,179

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
高齢者配食サービス事業委託	令和6年度	千円 16,998

介護サービス事業
特別会計予算書

議案第104号

令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度島田市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,548千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 居宅介護支援事業収入		9,264	△3,548	5,716
	1 居宅介護支援費収入	9,264	△3,548	5,716
3 繰入金		1,000	△1,000	0
	1 一般会計繰入金	1,000	△1,000	0
歳入合計		83,649	△4,548	79,101

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		74,273	△4,548	69,725
	1 総務管理費	74,273	△4,548	69,725
歳出合計		83,649	△4,548	79,101

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第105号

令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度島田市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度島田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	14,132,694千円	2,133千円	14,134,827千円
第3項 看護専門学校収益	141,721千円	2,133千円	143,854千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	16,715,923千円	2,133千円	16,718,056千円
第3項 看護専門学校費用	141,721千円	2,133千円	143,854千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	7,965,823千円	2,473千円	7,968,296千円

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷絹代

公共下水道事業会計
予 算 書

議案第106号

令和5年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度島田市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度島田市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター維持管理委託	令和6年度から 令和8年度まで	400,000千円

令和5年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

条 例 そ の 他

島田市伊太体育館条例について

島田市伊太体育館条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市伊太体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、伊太体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伊太体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市伊太体育館	島田市伊太1314番地

(使用の許可等)

第3条 島田市伊太体育館（以下「伊太体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、伊太体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が伊太体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が伊太体育館の管理上使用させることが適当でなくなると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 伊太体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により伊太体育館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、伊太体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために伊太体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 伊太体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、伊太体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、伊太体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、伊太体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他伊太体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分			使用時間					
			午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日
			午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
屋内運動場	一般	市内	550円	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（伊太体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

島田市相賀体育館条例について

島田市相賀体育館条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市相賀体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、相賀体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 相賀体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市相賀体育館	島田市相賀875番地

(使用の許可等)

第3条 島田市相賀体育館（以下「相賀体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、相賀体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が相賀体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が相賀体育館の管理上使用させることが適当でなくなると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 相賀体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により相賀体育館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、相賀体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために相賀体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 相賀体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、相賀体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、相賀体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、相賀体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他相賀体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分			使用時間					
			午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日
			午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
屋内運動場	一般	市内	550円	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円
小体育室	一般	市内	360円	360円	180円	180円	360円	1,100円
		市外	540円	540円	270円	270円	540円	1,650円
	その他	市内	1,080円	1,080円	540円	540円	1,080円	3,300円
		市外	1,620円	1,620円	810円	810円	1,620円	4,950円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（相賀体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産

被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第8項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定及び第24条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の島田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定（第23条第3項及び第24条の3の規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の

国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項及び第24条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第110号

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例

島田市訪問看護事業に関する条例（平成17年島田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第3条中「島田市野田1200番地の5」を「島田市中河町283番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例

島田市子育て世代型住宅条例（平成22年島田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「がある」を「又は子（入居しようとする者又はその配偶者の子であって、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。次号において同じ。）がいる」に改め、同条第2号中「及びその配偶者のいずれも」を「（入居しようとする者に配偶者がいる場合にあつては、入居しようとする者及びその配偶者。第4号において同じ。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同居しようとする子がいる場合は、この限りでない。

第4条第3号中「子（入居しようとする者又はその配偶者の子であって、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）」を「入居しようとする者又はその配偶者の子」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同居しようとする配偶者がいない場合は、入居しようとする者又はその配偶者の父母を同居させることができる。

第4条第4号中「及びその配偶者」を削り、同条第6号中「及びその配偶者」を「及び同居しようとする者」に改める。

第8条第3項中「、入居者の使用期間が10年に達した場合において」を削り、「子」の次に「（入居者又はその配偶者の子であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。以下「対象児童」という。）」を加え、「最年長者が15歳」を「最年少者が18歳」に改め、「又は使用期間が15年となる日のいずれか早い日」を削り、同条第4項中「及びその配偶者」を「（入居者に配偶者がいる場合にあつては、入居者及びその配偶者。第12条において同じ。）」に改める。

第9条第1項第1号中「2人」を「（市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。）」に改める。

第10条第1項中「入居後において新たに当該入居者又はその配偶者の子」を「子育て世代型住宅への入居の際に同居した者以外の者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の承認は、次に掲げる者を新たに同居させようとする場合に限り、することができる。

(1) 入居者の配偶者

(2) 入居者又はその配偶者の子

(3) 入居者又はその配偶者の父母（当該承認の申請を行う時点で配偶者が同居していない場合に限る。）

第10条の次に次の1条を加える。

（入居の承継）

第10条の2 子育て世代型住宅の入居者が死亡し、又はその配偶者を残して退去した場合において、当該配偶者で規則で定めるものが引き続き当該子育て世代型住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第12条中「及びその配偶者」を削る。

第13条中「子」を「対象児童」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（共益費）

第17条の2 市長は、入居者の共通の利益を図るため、前条第1項各号に掲げる費用のうち共用部分に係るものを共益費として入居者から徴収する。

2 共益費の額は、月額3,500円とする。

3 共益費については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

第20条及び第21条中「入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第22条第1項中「及びその配偶者」を「（入居者に配偶者がいる場合にあっては、入居者及びその配偶者）」に、「、その配偶者」を「（入居者に配偶者がいる場合にあっては、入居者又はその配偶者）」に改める。

第24条第1項第5号を次のように改める。

(5) 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者が死亡し、又は退去したとき。

ア 配偶者及び対象児童が同居している場合 入居者及び配偶者、入居者及び対象児童（対象児童が2人以上いる場合にあっては、全ての対象児童。以下この号において同じ。）又は配偶者及び対象児童

イ 配偶者が同居しており、かつ、対象児童が同居していない場合 入居者又は配偶者

ウ 配偶者が同居していない場合 入居者又は対象児童

第24条第1項第6号中「第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項」を加える。別表中「子」を「対象児童」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 入居者の公募その他子育て世代型住宅の入居予定者及び駐車場の使用者の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第3条から第9条まで、第11条、第16条及び第25条から第27条までの規定の例により行うことができる。

議案第112号

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1屋内運動場の部フロア（小型）の款島田市立伊太小学校の項、島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項、ステージ等の款島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項並びに会議室の部島田市立相賀小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

島田市民総合施設プラザおおりの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市民総合施設 プラザおおり	島田市本通五丁目2番の2	プラザおおりマネジメントグループ 代表企業 株式会社 まちづくり島田	令和6年4月1日 から令和9年3月 31日まで

指定管理者の指定について

島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市田代の郷温泉	島田市金谷東一丁目1235番地の1	田代の郷共同運営 コンソーシアム	令和6年4月1日 から令和11年3月 31日まで
田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場		代表企業 西東石 油株式会社	

指定管理者の指定について

島田市川根温泉及び島田市川根温泉ホテルの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
島田市川根温泉	島田市川根町笹間渡220番地	かわね創造コンソーシアム	令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
島田市川根温泉ホテル		代表企業 株式会社川根町温泉	

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

3路線

2 路線の延長

364.8メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起点	路線の延長(m)	路線の幅員(m)
	終点		
高島町12号線	高島町1078番7地先	134.9	5.0~9.2
	高島町1078番14地先		
河原一丁目11号線	河原一丁目4212番1地先	148.1	5.0~9.0
	河原一丁目4210番1地先		
谷口11号線	阪本41番4地先	81.8	2.0~4.5
	阪本69番地先		

議案第117号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和5年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

173.8メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起点	路線の延長(m)	路線の幅員(m)
終点			
谷口5号線	阪本字御林41番4地先	173.8	0.5~4.5
	阪本字御林74地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,967,962	45,883	7,013,845
16 県支出金	3,534,576	4,442	3,539,018
18 寄附金	271,427	157,016	428,443
20 繰越金	500,109	21,395	521,504
21 諸収入	1,187,654	67	1,187,721
歳入合計	46,152,037	228,803	46,380,840

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	221,918	1,793	223,711				1,793
2 総務費	7,969,178	171,755	8,140,933	△4,317		45	176,027
3 民生費	14,612,548	78,738	14,691,286	54,642			24,096
4 衛生費	4,987,336	△295	4,987,041				△295
6 農林業費	979,939	8,626	988,565				8,626
7 商工費	1,386,122	△7,834	1,378,288				△7,834
8 土木費	3,443,403	△6,070	3,437,333				△6,070
9 消防費	1,517,816	△4,215	1,513,601				△4,215
10 教育費	5,947,578	△13,695	5,933,883				△13,695
歳出合計	46,152,037	228,803	46,380,840	50,325		45	178,433

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	4,310,334	35,000	4,345,334
計	4,496,105	35,000	4,531,105

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	683,831	9,383	693,214
2 民生費国庫補助金	416,323	1,500	417,823
計	2,452,410	10,883	2,463,293

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費県負担金	1,893,888	17,500	1,911,388
計	1,909,210	17,500	1,926,710

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費県補助金	549,505	642	550,147
計	1,399,660	642	1,400,302

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	204,390	△13,700	190,690
計	225,706	△13,700	212,006

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費寄附金	270,184	157,016	427,200
計	271,427	157,016	428,443

(款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	500,109	21,395	521,504
計	500,109	21,395	521,504

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3 雑入	939,845	67	939,912
計	975,518	67	975,585

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	社会福祉費負担金	35,000	障害者自立支援給付費負担金 35,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	総務管理費補助金	9,383	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分） 9,383
1	社会福祉費補助金	858	障害者総合支援事業費補助金 858
2	児童福祉費補助金	642	子ども・子育て支援交付金 642

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	社会福祉費負担金	17,500	障害者自立支援給付費負担金 17,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	児童福祉費補助金	642	子育て支援事業費交付金 642

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	選挙費委託金	△13,700	県議会議員選挙費委託金 △13,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	総務管理費寄附金	157,016	ふるさと寄附金 157,016

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	前年度繰越金	21,395	前年度繰越金 21,395

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10	農林業雑入	67	中山間地域等直接支払交付金返還金 67

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	221,918	1,793	223,711				1,793
計	221,918	1,793	223,711				1,793

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,444,881	335	1,445,216				335
4 地域振興費	259,206	78,508	337,714				78,508
20 ふるさと応援基金費	132,635	78,508	211,143				78,508
23 諸費	99,724	45	99,769			45	
計	6,912,230	157,396	7,069,626			45	157,351

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	221,742	11,097	232,839				11,097
計	378,039	11,097	389,136				11,097

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	183,985	8,539	192,524	9,383			△844
計	183,985	8,539	192,524	9,383			△844

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	17,034	161	17,195				161

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	342	2 職員給与費	1,793
3 職員手当等	1,126	一般職	1,793
4 共済費	325		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△10,197	2 職員給与費	335
3 職員手当等	7,782	特別職	270
4 共済費	2,750	一般職	65
10 需用費	53,855	7 ふるさと寄附金推進事業	78,508
11 役務費	4,390	ふるさと寄附金推進事業	78,508
12 委託料	20,263		
24 積立金	78,508	1 ふるさと応援基金積立金	78,508
		ふるさと応援基金新規積立金	78,508
22 償還金、利子及び 割引料	45	2 県支出金返還金	45
		農業費県補助金返還金	45

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	6,387	1 職員給与費	11,097
3 職員手当等	1,979	一般職	11,097
4 共済費	2,731		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△733	1 職員給与費	△844
3 職員手当等	△1,110	一般職	△844
4 共済費	999	2 戸籍住民基本台帳費	9,383
12 委託料	9,383	戸籍住民基本台帳事務費	9,383

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△70	2 職員給与費	161
3 職員手当等	235	一般職	161
4 共済費	△4		

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 県議会議員選挙費	30,110	△13,700	16,410	△13,700			
計	48,424	△13,539	34,885	△13,700			161

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	34,151	8,262	42,413				8,262
計	34,151	8,262	42,413				8,262

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	336,536	△10,125	326,411	858			△10,983
2 障害福祉サービス費	2,010,355	70,000	2,080,355	52,500			17,500
3 老人福祉費	356,703	3,309	360,012				3,309
7 国民健康保険費	675,851	7,611	683,462				7,611
8 介護保険費	1,458,426	13,567	1,471,993				13,567
9 介護サービス費	1,000	△1,000	0				△1,000
計	6,361,539	83,362	6,444,901	53,358			30,004

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	750,069	△6,059	744,010	1,284			△7,343
計	6,823,408	△6,059	6,817,349	1,284			△7,343

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	△13,700	2 職員給与費 一般職	△13,700 △13,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	5,660	2 職員給与費 一般職	8,262 8,262
3 職員手当等	1,127		
4 共済費	1,475		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,662	2 職員給与費 一般職	△11,841 △11,841
3 職員手当等	△2,750		
4 共済費	△2,429	4 福祉総合システム費	1,716
12 委託料	1,716	福祉総合システム運用経費	1,716
19 扶助費	70,000	4 自立支援訓練等給付事業 居住訓練等給付費	70,000 70,000
14 工事請負費	2,869	6 老人保護措置事業	2,310
17 備品購入費	440	養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費	2,310
		7 老人福祉施設運営事業 介護予防拠点施設管理運営経費	999 999
27 繰出金	7,611	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計事務費等繰出金	7,611 7,611
27 繰出金	13,567	1 介護保険事業特別会計繰出金 介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金 介護保険事業特別会計介護認定等事務費繰出金 介護保険事業特別会計地域支援事業費繰出金	13,567 12,164 1,375 28
27 繰出金	△1,000	1 介護サービス事業特別会計繰出金 介護サービス事業特別会計繰出金	△1,000 △1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,865	2 職員給与費 一般職	△7,987 △7,987
3 職員手当等	△2,879		
4 共済費	△243	6 地域子育て支えあい事業	1,928
12 委託料	1,928	地域子育て支援センター運営経費	1,928

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	73,772	1,435	75,207				1,435
計	776,861	1,435	778,296				1,435

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	336,965	10,376	347,341				10,376
8 休日急患診療費	40,473	57	40,530				57
10 病院費	1,249,161	2,133	1,251,294				2,133
計	2,765,120	12,566	2,777,686				12,566

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	221,168	△12,630	208,538				△12,630
3 田代環境プラザ 運営費	1,317,875	975	1,318,850				975
6 し尿処理費	240,256	△1,206	239,050				△1,206
計	2,222,216	△12,861	2,209,355				△12,861

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	180,943	2,337	183,280				2,337
3 農業振興費	95,947	160	96,107				160
計	697,343	2,497	699,840				2,497

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	19	1 職員給与費	1,435
3 職員手当等	1,208	一般職	1,435
4 共済費	208		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,692	1 職員給与費	5,024
3 職員手当等	1,286	一般職	5,024
4 共済費	1,046	6 保健福祉センター管理費	5,352
11 役務費	72	保健福祉センター管理経費	5,352
14 工事請負費	5,280		
27 繰出金	57	1 休日急患診療事業特別会計繰出金	57
		休日急患診療事業特別会計繰出金	57
18 負担金、補助及び 交付金	2,133	1 病院事業会計繰出金	2,133
		看護専門学校運営分	2,133

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△5,718	1 職員給与費	△12,630
3 職員手当等	△3,893	一般職	△12,630
4 共済費	△3,019		
2 給料	878	1 職員給与費	975
3 職員手当等	△236	一般職	975
4 共済費	333		
2 給料	658	1 職員給与費	△1,206
3 職員手当等	△598	一般職	△1,206
4 共済費	△1,266		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△518	1 職員給与費	2,337
3 職員手当等	2,184	一般職	2,337
4 共済費	671		
1 報酬	131	1 職員給与費	160
3 職員手当等	27	会計年度任用職員	160
4 共済費	2		

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 林業総務費	20,969	6,129	27,098				6,129
計	282,596	6,129	288,725				6,129

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	209,283	△7,834	201,449				△7,834
計	1,386,122	△7,834	1,378,288				△7,834

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	348,484	△12,471	336,013				△12,471
計	348,484	△12,471	336,013				△12,471

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	10,978	12,825	23,803				12,825
計	318,059	12,825	330,884				12,825

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	164,315	△11,442	152,873				△11,442
4 公園管理費	187,272	689	187,961				689
計	1,225,872	△10,753	1,215,119				△10,753

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅総務費	73,848	4,329	78,177				4,329

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,914	1 職員給与費	6,129
3 職員手当等	2,030	一般職	6,129
4 共済費	1,185		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,094	1 職員給与費	△7,834
3 職員手当等	△477	一般職	△7,834
4 共済費	△1,263		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△11,921	1 職員給与費	△12,471
3 職員手当等	487	一般職	△12,471
4 共済費	△1,037		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	803	1 河川管理経費	12,825
14 工事請負費	12,022	河川管理経費	12,825

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△6,586	2 職員給与費	△11,442
3 職員手当等	△3,558	一般職	△11,442
4 共済費	△1,298		
2 給料	263	1 職員給与費	689
3 職員手当等	435	一般職	689
4 共済費	△9		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,616	1 職員給与費	4,329
3 職員手当等	1,753	一般職	4,329

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	229,078	4,329	233,407				4,329

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 防災費	237,210	△4,215	232,995				△4,215
計	1,517,816	△4,215	1,513,601				△4,215

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	187,579	24,037	211,616				24,037
計	610,269	24,037	634,306				24,037

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	596,476	△19,544	576,932				△19,544
計	2,688,675	△19,544	2,669,131				△19,544

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	265,620	△502	265,118				△502
計	374,576	△502	374,074				△502

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	470,173	△11,450	458,723				△11,450
計	1,129,695	△11,450	1,118,245				△11,450

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	960	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△2,269	2 職員給与費 △4,215
3 職員手当等	△870	一般職 △4,215
4 共済費	△1,076	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	13,943	1 職員給与費 24,037
3 職員手当等	6,325	特別職 236
4 共済費	3,769	一般職 23,801

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△11,752	1 職員給与費 △19,544
3 職員手当等	△4,236	一般職 △19,544
4 共済費	△3,556	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△5	1 職員給与費 △502
3 職員手当等	△452	一般職 △502
4 共済費	△45	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△6,112	2 職員給与費 △11,450
3 職員手当等	△3,960	一般職 △11,450
4 共済費	△1,378	

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	277,802	△6,236	271,566				△6,236
計	1,141,819	△6,236	1,135,583				△6,236

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,629	2 職員給与費	△6,236
3 職員手当等	△1,001	一般職	△6,236
4 共済費	△606		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4	0	35,352	14,908 4.40	0	50,260	9,530	59,790	
	議 員	20	90,300	0	28,558 3.30	0	118,858	28,232	147,090	
	その他の 特別職	43	15,264	0	0	0	15,264	0	15,264	
	計	67	105,564	35,352	43,466	0	184,382	37,762	222,144	
補 正 前	長 等	4	0	35,352	14,908 4.40	0	50,260	9,024	59,284	
	議 員	20	90,300	0	28,558 3.30	0	118,858	28,232	147,090	
	その他の 特別職	43	15,264	0	0	0	15,264	0	15,264	
	計	67	105,564	35,352	43,466	0	184,382	37,256	221,638	
比 較	長 等	0	0	0	0 0.00	0	0	506	506	
	議 員	0	0	0	0 0.00	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	506	506	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(471) 660	616,862	2,506,326	1,478,987	4,602,175	910,046	5,512,221	
補正前	(471) 669	616,731	2,549,085	1,492,668	4,658,484	911,327	5,569,811	
比 較	(0) △ 9	131	△ 42,759	△ 13,681	△ 56,309	△ 1,281	△ 57,590	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,791	53,882	47,771	59,667	9,495	159,540	5,695
	補正前	55,931	56,692	44,437	60,225	9,696	158,990	5,695
	比 較	2,860	△ 2,810	3,334	△ 558	△ 201	550	0
の 内 訳	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	2,188	632,047	407,402	42,509	0		
	補正前	2,188	643,225	413,080	42,509	0		
	比 較	0	△ 11,178	△ 5,678	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(28) 614	0	2,396,552	1,332,941	3,729,493	745,996	4,475,489	
補正前	(28) 623	0	2,439,311	1,346,649	3,785,960	747,279	4,533,239	
比 較	(0) △ 9	0	△ 42,759	△ 13,708	△ 56,467	△ 1,283	△ 57,750	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,791	53,882	47,771	55,857	6,663	158,611	4,150
	補正前	55,931	56,692	44,437	56,415	6,864	158,061	4,150
	比 較	2,860	△ 2,810	3,334	△ 558	△ 201	550	0
の 内 訳	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	2,188	497,626	407,402	40,000	0		
	補正前	2,188	508,831	413,080	40,000	0		
	比 較	0	△ 11,205	△ 5,678	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(443) 46	616,862	109,774	146,046	872,682	164,050	1,036,732	
補正前	(443) 46	616,731	109,774	146,019	872,524	164,048	1,036,572	
比 較	(0) 0	131	0	27	158	2	160	

区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	職員手当 の 内 訳					
補正後	3,810	2,832	929	1,545	134,421	2,509
補正前	3,810	2,832	929	1,545	134,394	2,509
比 較	0	0	0	0	27	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 42,759	その他の 増 減 分	△ 42,759	職員の異動等に伴うもの及び会計年度任用職員の任用状況・給与決定に伴うもの	
職員手当	△ 13,681	その他の 増 減 分	△ 13,681	管 理 職 手 当 2,860 扶養手当 △ 2,810 住居手当 3,334 通勤手当 △ 558 特殊勤務 手 当 △ 201 時 間 外 勤 務 手 当 550 期末手当 △ 11,178 勤勉手当 △ 5,678	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	税 務 職	看護保健職	教育職
令和5年 10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	311,475	320,905	263,615	313,211	436,800
	平均給与月額 (円)	358,182	347,692	284,349	344,553	507,260
	平均年齢 (歳)	43.4	57.0	35.0	42.7	47.4
令和5年 1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	310,067	325,006	272,332	306,974	431,450
	平均給与月額 (円)	357,415	359,696	305,893	357,941	512,075
	平均年齢 (歳)	43.3	56.9	36.6	42.6	48.4

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		税 務 職		看護保健職		教育職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 5年 10月 1日現在	1級	28	5.6			6	15.8				
	2級	58	11.7			7	18.4	4	23.5		
	3級	(23)146	(100.0)29.5	(4)16	(100.0)27.6	(1)13	(100.0)34.2	3	17.6		
	4級	91	18.3	36	62.1	4	10.5	6	35.3		
	5級	72	14.5	6	10.3	5	13.2	2	11.8		
	6級	44	8.9			1	2.6	1	5.9	3	60.0
	7級	46	9.3			2	5.3	1	5.9	2	40.0
	8級	11	2.2								
	計	(23)496	(100.0)100.0	(4)58	(100.0)100.0	(1)38	(100.0)100.0	17	100.0	5	100.0
令和 5年 1月 1日現在	1級	26	5.2			4	11.5				
	2級	68	13.5			7	20.0	4	26.7		
	3級	(22)139	(100.0)27.6	(4)16	(100.0)25.0	(1)12	(100.0)34.3	(1)4	(100.0)26.7	3	75.0
	4級	94	18.7	42	65.6	4	11.4	4	26.7	1	25.0
	5級	78	15.5	6	9.4	4	11.4	1	6.6		
	6級	40	7.9			2	5.7	1	6.6		
	7級	48	9.5			2	5.7	1	6.6		
	8級	11	2.1								
	計	(22)504	(100.0)100.0	(4)64	(100.0)100.0	(1)35	(100.0)100.0	(1)15	100.0	4	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 行政職	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査 主任技師	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国・県	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
市民活動中間支援 委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	2,877		6	2,877					2,877
	補正後	2,877		6	2,877					2,877
市県民税納税通知 書印刷 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	1,274		6	1,274					1,274
	補正後	1,274		6	1,274					1,274
コミュニティバス運行 管理委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	301,450		6	301,450	22,231		31,364		247,855
	補正後	301,450		6	301,450	22,231		31,364		247,855
自転車等駐車場管 理システム賃借料 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	29,793		6~10	29,793					29,793
	補正後	29,793		6~10	29,793					29,793
後期高齢者人間ド ック検診委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	292		6	292			255		37
	補正後	292		6	292			255		37
放課後児童クラブ送 迎バス運行管理委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	5,016		6	5,016					5,016
	補正後	5,016		6	5,016					5,016
ごみ資源収集運搬 委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	191,125		6	191,125					191,125
	補正後	191,125		6	191,125					191,125
田代の郷温泉等管 理運営委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	105,000		6~10	105,000					105,000
	補正後	105,000		6~10	105,000					105,000
都市公園等管理委 託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	62,095		6	62,095					62,095
	補正後	62,095		6	62,095					62,095
外国人英語指導委 託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	43,560		6~7	43,560					43,560
	補正後	43,560		6~7	43,560					43,560
スクールバス運行管 理委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	54,912		6	54,912					54,912
	補正後	54,912		6	54,912					54,912

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
教員用教科書等購入 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	81,058			6	81,058				81,058
	補正後	81,058			6	81,058				81,058
島田市民総合施設 プラザおおり管理 運営委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	269,700			6~8	269,700				269,700
	補正後	269,700			6~8	269,700				269,700
しまだ楽習センター 備品類等運搬委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	2,511			6	2,511				2,511
	補正後	2,511			6	2,511				2,511
しまだ楽習センター 解体・撤去工事 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	4,950			6	4,950				4,950
	補正後	4,950			6	4,950				4,950
合 計	補正前	25,837,138		6,945,956		17,912,865	1,103,251	4,340,600	1,333,544	11,135,470
	補正額	1,155,613				1,155,613	22,231		61,412	1,071,970
	補正後	26,992,751		6,945,956		19,068,478	1,125,482	4,340,600	1,394,956	12,207,440

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	765,397	7,611	773,008
6 繰越金	3,301	6,226	9,527
歳入合計	9,304,430	13,837	9,318,267

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	159,423	7,611	167,034			7,611	
3 事業費納付金	2,367,860	6,226	2,374,086				6,226
歳出合計	9,304,430	13,837	9,318,267			7,611	6,226

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	675,851	7,611	683,462
計	675,851	7,611	683,462

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	3,301	6,226	9,527
計	3,301	6,226	9,527

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	141,595	7,611	149,206			7,611	
計	145,375	7,611	152,986			7,611	

(款) 3 事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	193,759	6,226	199,985				6,226
計	193,759	6,226	199,985				6,226

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費等繰入金	7,611	事務費等繰入金 7,611

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	6,226	前年度繰越金 6,226

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	3,144	1 職員給与費 7,611 一般職 7,611
3 職員手当等	2,885	
4 共済費	1,582	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	6,226	1 介護納付金分事業費納付金 6,226 介護納付金分事業費納付金 6,226

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 19	10,459	67,055	37,549	115,063	23,652	138,715	
補正前	(5) 18	10,459	63,911	34,544	108,914	22,070	130,984	
比 較	(0) 1	0	3,144	3,005	6,149	1,582	7,731	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	748	1,634	1,578	2,032	2,700	1	16,719
	補正前	632	1,380	1,082	1,628	3,200	1	15,591
	比 較	116	254	496	404	△ 500	0	1,128
	区 分	勤勉手当 (千円)						
	補正後	12,137						
	補正前	11,030						
	比 較	1,107						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 19	0	67,055	35,457	102,512	21,323	123,835	
補正前	(0) 18	0	63,911	32,452	96,363	19,741	116,104	
比 較	(0) 1	0	3,144	3,005	6,149	1,582	7,731	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	748	1,634	1,578	2,032	2,700	1	14,627
	補正前	632	1,380	1,082	1,628	3,200	1	13,499
	比 較	116	254	496	404	△ 500	0	1,128
	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	12,137						
	補正前	11,030						
	比 較	1,107						

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(5) 0	10,459	0	2,092	12,551	2,329	14,880	
補 正 前	(5) 0	10,459	0	2,092	12,551	2,329	14,880	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内 訳	区 分	期末手当 (千円)
	補正後	2,092
	補正前	2,092
	比 較	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,144	その他の 増 減 分	3,144	職員の異動等に伴うもの	
職員手当	3,005	その他の 増 減 分	3,005	管 理 職 手 当 116 扶養手当 254 住居手当 496 通勤手当 404 時 間 外 勤 務 手 当 △ 500 期末手当 1,128 勤勉手当 1,107	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	税務職	看護保健職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	297,657	240,367	349,800
	平均給与月額(円)	320,740	261,249	379,162
	平均年齢(歳)	39.0	30.9	45.1
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	302,531	—	330,600
	平均給与月額(円)	331,837	—	374,243
	平均年齢(歳)	40.4	—	44.4

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		税務職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 10月1日 現在	1級						
	2級	4	28.6	1	33.3		
	3級	3	21.4	2	66.7		
	4級	3	21.4			1	50.0
	5級	3	21.4			1	50.0
	6級						
	7級	1	7.2				
	8級						
	計	14	100.0	3	100.0	2	100.0
令和5年 1月1日 現在	1級	1	6.3				
	2級	2	12.5				
	3級	5	31.2			1	50.0
	4級	4	25.0			1	50.0
	5級	3	18.7				
	6級						
	7級	1	6.3				
	8級						
	計	16	100.0			2	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務員	書記	主事	主査	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
国民健康保険人間 ドック検診委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	1,610			6	1,610				1,610
	補正後	1,610			6	1,610				1,610
合 計	補正前	107,981		31,300		76,254			64,350	11,904
	補正額	1,610				1,610				1,610
	補正後	109,591		31,300		77,864			64,350	13,514

休日急患診療事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	40,473	57	40,530
4 使用料及び手数料	0	2	2
5 県支出金	0	50	50
歳入合計	49,519	109	49,628

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 医業費	45,448	109	45,557	50		57	2
歳出合計	49,519	109	49,628	50		57	2

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	40,473	57	40,530
計	40,473	57	40,530

(款) 4 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1 手数料	0	2	2
計	0	2	2

(款) 5 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 医業費県補助金	0	50	50
計	0	50	50

3 歳 出

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医業費	45,448	109	45,557	50		57	2
計	45,448	109	45,557	50		57	2

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	一般会計繰入金	57	一般会計繰入金 57

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	証明手数料	2	

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	医療機関等物価高騰 対策支援金	50	

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
8	旅費	109	1 職員給与費 109 会計年度任用職員 109 2 診療費 0 診療費 0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担行為の限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
休日急患診療等委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	12,503			6	12,503				12,503
	補正後	12,503			6	12,503				12,503
合 計	補正前	14,636		1,905		12,619				12,619
	補正額	12,503				12,503				12,503
	補正後	27,139		1,905		25,122				25,122

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,139,534	3,081	2,142,615
4 県支出金	1,343,264	28	1,343,292
5 支払基金交付金	2,416,937	60	2,416,997
7 繰入金	1,644,272	13,975	1,658,247
歳入合計	9,518,035	17,144	9,535,179

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	228,495	16,564	245,059	3,025		13,539	
4 地域支援事業費	341,258	580	341,838	84		88	408
歳出合計	9,518,035	17,144	9,535,179	3,109		13,627	408

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	447,581	11	447,592
2 地域支援事業交付金	96,996	45	97,041
4 総務費補助金	366	3,025	3,391
計	573,797	3,081	576,878

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地域支援事業交付金	52,562	28	52,590
計	52,562	28	52,590

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	43,895	60	43,955
計	2,416,937	60	2,416,997

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,458,426	13,567	1,471,993
計	1,458,426	13,567	1,471,993

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付等支払準備基金繰入金	185,846	408	186,254
計	185,846	408	186,254

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		11	調整交付金（地域支援事業費分）	11
1 現年度分		45	地域支援事業交付金	45
1 総務管理費補助金		3,025	介護保険システム改修事業費補助金	3,025

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		28	地域支援事業交付金	28

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 現年度分		60	地域支援事業交付金	60

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 職員給与費等繰入金		12,164	職員給与費等繰入金	12,164
2 介護認定等事務費繰入金		1,375	介護認定等事務費繰入金	1,375
4 地域支援事業費繰入金		28	地域支援事業費繰入金	28

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 保険給付等支払準備基金繰入金		408	保険給付等支払準備基金繰入金	408

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	185,663	13,814	199,477	1,650		12,164	
計	185,663	13,814	199,477	1,650		12,164	

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 介護認定調査費	23,357	2,750	26,107	1,375		1,375	
計	34,964	2,750	37,714	1,375		1,375	

(款) 4 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般介護予防事業費	25,374	580	25,954	84		88	408
計	25,374	580	25,954	84		88	408

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	5,781	1 職員給与費	10,514
3 職員手当等	2,404	一般職	10,514
4 共済費	2,329	2 総務事務費	3,300
12 委託料	3,300	介護保険総務事務費	3,300

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	2,750	1 介護認定調査事業	2,750
		介護認定調査事業	2,750

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	224	3 介護予防普及啓発事業	580
17 備品購入費	356	e スポーツ教室事業	580

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11) 23	20,008	80,157	46,150	146,315	29,530	175,845	
補正前	(11) 21	20,008	74,376	43,501	137,885	27,201	165,086	
比 較	(0) 2	0	5,781	2,649	8,430	2,329	10,759	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,705	1,336	1,817	1,960	5,200	1	20,532
	補正前	1,554	1,235	1,702	1,833	4,700	1	19,641
	比 較	151	101	115	127	500	0	891
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	13,599						
	補正前	12,835						
	比 較	764						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 23	0	80,157	42,147	122,304	25,057	147,361	
補正前	(0) 21	0	74,376	39,498	113,874	22,728	136,602	
比 較	(0) 2	0	5,781	2,649	8,430	2,329	10,759	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,705	1,336	1,817	1,960	5,200	1	16,529
	補正前	1,554	1,235	1,702	1,833	4,700	1	15,638
	比 較	151	101	115	127	500	0	891
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	13,599						
	補正前	12,835						
	比 較	764						

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11) 0	20,008	0	4,003	24,011	4,473	28,484	
補正前	(11) 0	20,008	0	4,003	24,011	4,473	28,484	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)
	補正後	4,003
	補正前	4,003
	比 較	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	5,781	その他の 増 減 分	5,781	職員の異動等に伴うもの	
職員手当	2,649	その他の 増 減 分	2,649	管 理 職 手 当 151 扶養手当 101 住居手当 115 通勤手当 127 時 間 外 勤 務 手 当 500 期末手当 891 勤勉手当 764	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	288,172	293,520
	平均給与月額(円)	321,955	336,836
	平均年齢(歳)	37.2	37.5
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	284,294	316,575
	平均給与月額(円)	334,535	351,241
	平均年齢(歳)	36.9	42.1

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 10月1日 現在	1級	2	11.1		
	2級	3	16.7	1	20.0
	3級	6	33.2	3	60.0
	4級	1	5.6		
	5級	3	16.7	1	20.0
	6級	1	5.6		
	7級	2	11.1		
	8級				
	計	18	100.0	5	100.0
令和5年 1月1日 現在	1級	1	5.9		
	2級	5	29.4		
	3級	5	29.4	2	50.0
	4級			1	25.0
	5級	3	17.6	1	25.0
	6級	1	5.9		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務員	書記	主事	主査	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
高齢者配食サービス 事業委託 (令和5年度分)	補正前									
	補正額	16,998			6	16,998	4,692		10,435	1,871
	補正後	16,998			6	16,998	4,692		10,435	1,871
合 計	補正前	194,260		52,251		141,077	4,867		134,250	1,960
	補正額	16,998				16,998	4,692		10,435	1,871
	補正後	211,258		52,251		158,075	9,559		144,685	3,831

介護サービス事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 居宅介護支援事業収入	9,264	△3,548	5,716
3 繰入金	1,000	△1,000	0
歳入合計	83,649	△4,548	79,101

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	74,273	△4,548	69,725			△1,000	△3,548
歳出合計	83,649	△4,548	79,101			△1,000	△3,548

2 歳 入

(款) 2 居宅介護支援事業収入

(項) 1 居宅介護支援費収入

目	補正前の額	補正額	計
1 居宅介護支援費収入	8,708	△3,548	5,160
計	9,264	△3,548	5,716

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,000	△1,000	0
計	1,000	△1,000	0

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	74,273	△4,548	69,725			△1,000	△3,548
計	74,273	△4,548	69,725			△1,000	△3,548

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 居宅介護支援費収入	△3,548	居宅介護支援費収入 △3,548

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△1,000	一般会計繰入金 △1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△2,546	1 職員給与費 △4,548 一般職 △4,548
3 職員手当等	△1,578	
4 共済費	△424	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 10	1,702	37,206	17,987	56,895	11,925	68,820	
補正前	(1) 11	1,702	39,752	19,565	61,019	12,349	73,368	
比 較	(0) △ 1	0	△ 2,546	△ 1,578	△ 4,124	△ 424	△ 4,548	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	0	1,134	104	799	696	2,212	2
	補正前	261	1,191	104	1,016	696	2,212	2
	比 較	△ 261	△ 57	0	△ 217	0	0	0
職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)					
	補正後	8,056	4,984					
	補正前	8,652	5,431					
	比 較	△ 596	△ 447					

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 7	0	29,366	15,733	45,099	9,549	54,648	
補正前	(0) 8	0	31,912	17,311	49,223	9,973	59,196	
比 較	(0) △ 1	0	△ 2,546	△ 1,578	△ 4,124	△ 424	△ 4,548	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	0	1,134	104	550	612	2,200	1
	補正前	261	1,191	104	767	612	2,200	1
	比 較	△ 261	△ 57	0	△ 217	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)					
	補正後	6,148	4,984					
	補正前	6,744	5,431					
	比 較	△ 596	△ 447					

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 3	1,702	7,840	2,254	11,796	2,376	14,172	
補正前	(1) 3	1,702	7,840	2,254	11,796	2,376	14,172	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員手当 の 内 訳	補正後	249	84	12	1	1,908
	補正前	249	84	12	1	1,908
	比 較	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,546	その他の 増 減 分	△ 2,546	職員の異動等に伴うもの及び会計年度任用職員の給与決定に伴うもの	
職員手当	△ 1,578	その他の 増 減 分	△ 1,578	管理職手当 △ 261 扶養手当 △ 57 通勤手当 △ 217 期末手当 △ 596 勤勉手当 △ 447	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		看護保健職
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額（円）	331,733
	平均給与月額（円）	386,095
	平均年齢（歳）	45.7
令和5年 1月1日 現在	平均給料月額（円）	328,058
	平均給与月額（円）	380,421
	平均年齢（歳）	45.9

イ 級別職員数

区分	級	看護保健職	
		職員数 （人）	構成比 （%）
令和5年 10月1日 現在	1級		
	2級	2	28.6
	3級	4	57.1
	4級	1	14.3
	5級		
	6級		
	計	7	100.0
令和5年 1月1日 現在	1級		
	2級	3	37.5
	3級	3	37.5
	4級		
	5級	2	25.0
	6級		
	計	8	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
看護 保健職	准看護師	看護師	看護師	主任看護師 副主任看護師	課長 課長補佐 係長	部長

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和5年度島田市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業 収益			14,132,694	2,133	14,134,827	
	3 看護専門学校 収益		141,721	2,133	143,854	
		2 負担金交付金	125,329	2,133	127,462	一般会計負担金の増

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業 費用			16,715,923	2,133	16,718,056	
	3 看護専門学校 費用		141,721	2,133	143,854	
		1 給与費	122,790	2,133	124,923	給料、手当等、報酬、法定福利費の増

令和5年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,343
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,338
	未収金の増減額 (△は増加)	19,854
	未払金の増減額 (△は減少)	7,674
	小計	<u>△ 929,928</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,047,060</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,120,987
	一般会計からの繰入金による収入	79,247
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,144,719</u>
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,573,898
	資金期首残高	<u>1,807,835</u>
	資金期末残高	233,937

令和5年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	22,936
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 935
	未収金の増減額 (△は増加)	482,848
	未払金の増減額 (△は減少)	715,277
	小計	<u>243,665</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	126,533
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,683,715
	一般会計からの繰入金による収入	<u>755,176</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,986,917
	資金増加額 (又は減少額)	△ 2,242,503
	資金期首残高	<u>4,432,967</u>
	資金期末残高	2,190,464

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	(76) 880	259,766	3,522,514	3,016,974	6,799,254	1,169,042	7,968,296
補正前	1	(75) 874	259,558	3,522,209	3,015,525	6,797,292	1,168,531	7,965,823
比 較	0	(1) 6	208	305	1,449	1,962	511	2,473

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	31,833	57,006	55,737	72,543	84,745	745,312
	補正前	31,493	57,246	55,737	72,216	84,831	745,312
	比較	340	△ 240	0	327	△ 86	0
手当の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	補正後	362,482	52,468	85,420	761,667	561,800	145,961
	補正前	362,482	52,468	85,420	761,088	561,271	145,961
	比較	0	0	0	579	529	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

※手当には、児童手当を含まない。

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	(18) 753	256,161	3,141,032	2,907,024	6,304,217	1,060,454	7,364,671
補正前	1	(15) 749	256,161	3,140,727	2,905,650	6,302,538	1,059,943	7,362,481
比 較	0	(3) 4	0	305	1,374	1,679	511	2,190

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	31,833	57,006	55,737	72,543	68,583	737,386
	補正前	31,493	57,246	55,737	72,216	68,669	737,386
	比較	340	△ 240	0	327	△ 86	
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
補正後	357,869	52,468	85,420	680,418	561,800	145,961	
補正前	357,869	52,468	85,420	679,914	561,271	145,961	
比較	0	0	0	504	529	0	

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※手当には、児童手当を含まない。

(2) 会計年度任用職員

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後		(58) 127	3,605	381,482	109,950	495,037	108,588	603,625
補正前		(60) 125	3,397	381,482	109,875	494,754	108,588	603,342
比 較		(△2) 2	208	0	75	283	0	283

手当の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	16,162	7,926	4,613	81,249
	補正前	16,162	7,926	4,613	81,174
	比 較	0	0	0	75

※職員数は予算積算上の人数

※ () 内は短時間勤務職員の数 (外書き)

※手当には、児童手当を含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給料	305	その他の 増減分	305	職員の異動等に伴うもの及び 会計年度任用職員の任用状 況・給与決定に伴うもの	
手当	1,449	その他の 増減分	1,449	管理職手当 340 扶養手当 △ 240 住居手当 327 通勤手当 △ 86 期末手当 579 勤勉手当 529	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		医師・歯科医師 [医療職(1)]	医療技術職 [医療職(2)]	看護保健職 [医療職(3)]	事務技術職 [事務職]	技能労務職 [事務職]
令和5年 10月1日	平均給料月額(円)	407,055	299,981	308,228	324,684	338,071
	平均給与月額(円)	1,101,398	370,821	381,427	379,442	368,554
現 在	平均年齢(歳)	40歳7月	39歳5月	37歳5月	44歳8月	55歳6月
令和5年 1月1日	平均給料月額(円)	408,798	292,526	305,783	332,175	360,190
	平均給与月額(円)	1,134,929	369,471	376,678	387,334	393,034
現 在	平均年齢(歳)	41歳0月	39歳5月	37歳8月	45歳8月	54歳9月

(3) 級別職員数

令和5年10月1日現在

級	医師・歯科医師 [医療職(1)]		医療技術職 [医療職(2)]		看護保健職 [医療職(3)]		事務技術職 [事務職]		技能労務職 [事務職]	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	47	43.1					1	2.1		
2級	32	29.3	25	18.4	111	25.1	4	8.5		
3級	26	23.9	36	26.5	(10) 152	(90.0) 34.5	(2) 13	(100.0) 27.7	(5)	(100.0)
4級	3	2.8	50	36.7	153	34.7	10	21.3	20	100.0
5級	1	0.9	16	11.8	(1) 23	(10.0) 5.2	10	21.3		
6級			7	5.1	2	0.5	4	8.5		
7級			2	1.5			4	8.5		
8級							1	2.1		
計	109	100.0	136	100.0	(11) 441	(100.0) 100.0	(2) 47	(100.0) 100.0	(5) 20	(100.0) 100.0

※()内は短時間勤務職員の人数(外書き)

令和5年1月1日現在

級	医師・歯科医師 [医療職(1)]		医療技術職 [医療職(2)]		看護保健職 [医療職(3)]		事務技術職 [事務職]		技能労務職 [事務職]	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	48	45.7					1	2.0		
2級	31	29.5	29	22.2	119	27.0	6	12.3		
3級	21	20.0	32	24.4	(4) 148	(36.3) 33.6	(2) 11	(100.0) 22.4		
4級	3	2.9	(1) 44	(100.0) 33.6	(2) 152	(18.2) 34.6	12	24.5	(2) 23	(100.0) 115.0
5級	2	1.9	16	12.2	(3) 21	(27.3) 4.8	7	14.3		
6級			8	6.1	(2)	(18.2)	6	12.3		
7級			2	1.5			5	10.2		
8級							1	2.0		
計	105	100.0	(1) 131	(100.0) 100.0	(11) 440	(100.0) 100.0	(2) 49	(100.0) 100.0	(2) 23	(100.0) 100.0

※()内は短時間勤務職員の人数(外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	医師・歯科医師 〔医療職(1)〕 (5級制)	医療技術職 〔医療職(2)〕 (7級制)	看護保健職 〔医療職(3)〕 (6級制)	事務技術職 〔事務職〕 (8級制)
1級	副医長 医員	マッサージ師	(准)看護師	事務員 技術員
2級	医長	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 視能訓練士 歯科衛生士	助産師 看護師 専任教員	書記 技手
3級	部長	栄養士 臨床工学技士 作業療法士 言語聴覚士 マッサージ師		主事 技師
4級	副院長 部長	主任・副主任 薬剤師 主任・副主任 診療放射線技師 主任・副主任 臨床検査技師 主任・副主任 理学療法士 主任・副主任 視能訓練士 主任・副主任 歯科衛生士 主任・副主任 栄養士 主任・副主任 臨床工学技士 主任・副主任 作業療法士 主任・副主任 言語聴覚士 主任・副主任 マッサージ師	主任助産師 主任看護師 主任専任教員 副主任助産師 副主任看護師 副主任専任教員	主査 主任技師
5級	院長 顧問	補佐 係長	副部長 看護師長 教務課長 教務主任 係長	係長
6級		局長 室長 技師長	部長 副校長	課長補佐
7級		部長		課長
8級				部長

(4) 昇給

区 分		合 計	医師・歯科医師 [医療職(1)]	医療技術職 [医療職(2)]	看護保健職 [医療職(3)]	事務技術職 [事務職]	技能労務職 [事務職]	
補正後	職員数(A) (人)	753	109	136	441	47	20	
	昇給に係る職員数(B) (人)	753	109	136	441	47	20	
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	50	13	12	16	4	5
		4号給(人)	518	70	91	315	32	10
		6号給(人)	149	21	27	88	9	4
		8号給(人)	36	5	6	22	2	1
	比率(B)/(A) (%)	100	100	100	100	100	100	
補正前	職員数(A) (人)	749	106	132	442	46	23	
	昇給に係る職員数(B) (人)	749	106	132	442	46	23	
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	63	14	9	27	6	7
		4号給(人)	502	66	91	305	29	11
		6号給(人)	148	21	26	88	9	4
		8号給(人)	36	5	6	22	2	1
	比率(B)/(A) (%)	100	100	100	100	100	100	

(8) 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 地 域
支 給 率 (%)	10.0
支給対象職員数(人)	109
国の指定基準に基づく 支 給 率 (%)	15.0

令和5年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
 (補正前)

(単位：千円)

4	看護専門学校収益			
	(2) 負担金交付金	125,329		
	(3) その他看護専門学校収益	283	141,692	
6	看護専門学校費用			
	(1) 給与費	122,790		
	(2) 経費	17,644	140,434	△ 22,817
	前年度繰越欠損金			15,234,448
	当年度未処理欠損金			17,828,055

令和5年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
 (補正後)

(単位：千円)

4	看護専門学校収益			
	(2) 負担金交付金	127,462		
	(3) その他看護専門学校収益	283	143,825	
6	看護専門学校費用			
	(1) 給与費	124,923		
	(2) 経費	17,644	142,567	△ 22,817
	前年度繰越欠損金			12,997,814
	当年度未処理欠損金			15,591,421

令和5年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ロ 建物	18,759,914		
減価償却累計額	<u>△ 3,640,225</u>	15,119,689	
ハ 構築物	868,659		
減価償却累計額	<u>△ 206,729</u>	661,930	
ニ 器械及び備品	9,743,458		
減価償却累計額	<u>△ 5,777,747</u>	3,965,711	
ホ 車両	21,604		
減価償却累計額	<u>△ 13,679</u>	7,925	
ヘ リース資産	9,241		
減価償却累計額	<u>△ 8,770</u>	471	
ト その他有形固定資産	2,301		
減価償却累計額	<u>△ 2,186</u>	115	
有形固定資産合計			22,814,510
(3) 投資その他の資産			
イ 長期貸付金		387,118	
ロ 長期前払消費税		1,364,726	
投資その他の資産合計			<u>1,752,394</u>
固定資産合計			24,571,340

2 流動資産

(1) 現金及び預金		233,937	
(2) 未収金	1,990,868		
貸倒引当金	<u>△ 15,810</u>	1,975,058	
(3) 貯蔵品		321,948	
(4) 前払費用		1,794	
(5) その他流動資産		<u>2,592</u>	
流動資産合計			<u>2,535,329</u>
資産合計			<u><u>27,106,669</u></u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>15,377,711</u>		
	企業債合計		15,377,711	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>2,402,785</u>		
	引当金合計		<u>2,402,785</u>	
	固定負債合計			17,780,496
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>891,774</u>		
	企業債合計		891,774	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	412,757		
	ロ 法定福利費引当金	<u>70,178</u>		
	引当金合計		482,935	
	(4) 預り金		4,883	
	流動負債合計			2,907,961
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		474,006	
	収益化累計額		<u>△ 305,209</u>	
	繰延収益合計			<u>168,797</u>
	負債合計			<u>20,857,254</u>

資本の部

6	資本金			24,039,086
7	剰余金			
	(2) 利益剰余金			
	ハ 当年度未処理欠損金	<u>17,828,055</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 17,827,285</u>	
	剰余金合計			<u>△ 17,789,671</u>
	資本合計			<u>6,249,415</u>
	負債資本合計			<u>27,106,669</u>

令和5年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

□ 建物	18,470,701		
減価償却累計額	<u>△ 3,592,666</u>	14,878,035	
ハ 構築物	968,713		
減価償却累計額	<u>△ 205,907</u>	762,806	
ニ 器械及び備品	9,586,850		
減価償却累計額	<u>△ 5,633,427</u>	3,953,423	
ホ 車両	20,766		
減価償却累計額	<u>△ 12,116</u>	8,650	
ヘ リース資産	9,241		
減価償却累計額	<u>△ 8,318</u>	923	
ト その他有形固定資産	2,134		
減価償却累計額	<u>△ 2,027</u>	107	
有形固定資産合計			22,662,614
(3) 投資その他の資産			
イ 長期貸付金		361,689	
ロ 長期前払消費税		1,364,808	
投資その他の資産			
合計			<u>1,727,047</u>
固定資産合計			24,394,097

2 流動資産

(1) 現金及び預金		2,190,464	
(2) 未収金	1,985,588		
貸倒引当金	<u>△ 13,813</u>	1,971,775	
(3) 貯蔵品		345,039	
(4) 前払費用		15,387	
(5) 前払金		760	
(6) その他流動資産		<u>2,592</u>	
流動資産合計			<u>4,526,017</u>
資産合計			<u>28,920,114</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>15,231,187</u>		
	企業債合計		15,231,187	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>2,130,758</u>		
	引当金合計		<u>2,130,758</u>	
	固定負債合計			17,361,945
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>864,399</u>		
	企業債合計		864,399	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	413,101		
	ロ 法定福利費引当金	<u>70,312</u>		
	引当金合計		483,413	
	(4) 預り金		4,970	
	流動負債合計			2,881,151
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		574,466	
	収益化累計額		<u>△ 305,227</u>	
	繰延収益合計			<u>269,239</u>
	負債合計			<u>20,512,335</u>

資本の部

6	資本金			23,960,816
7	剰余金			
	(2) 利益剰余金			
	ハ 当年度未処理欠損金	<u>15,591,421</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 15,590,651</u>	
	剰余金合計			<u>△ 15,553,037</u>
	資本合計			<u>8,407,779</u>
	負債資本合計			<u>28,920,114</u>

注記（補正前）

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和4年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,002,955千円である。

令和5年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,233,651千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職給付費として174,301千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金174,301千円を取り崩した。

令和5年度において、退職給付費として185,885千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金185,885千円を取り崩した。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として389,777千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金389,777千円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当として392,414千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金392,414千円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,673千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,673千円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として71,516千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金71,516千円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、医業未収金の不納欠損による損失として3,310千円が見込まれるため、貸倒引当金3,310千円を取り崩した。

令和5年度において、医業未収金の不納欠損による損失として1,353千円が見込まれるため、貸倒引当金1,353千円を取り崩した。

注記（補正後）

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和4年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、5,926,739千円である。

令和5年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,157,434千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職給付費として248,573千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金248,573千円を取り崩した。

令和5年度において、退職給付費として185,885千円を支給すると見込まれるため、退職給付引当金185,885千円を取り崩した。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として389,777千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金389,777千円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当として390,299千円を支給すると見込まれるため、賞与引当金390,299千円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として70,673千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金70,673千円を取り崩した。

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に係る法定福利費として71,113千円を支払うことが見込まれるため、法定福利費引当金71,113千円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、医業未収金の不納欠損による損失として5,307千円が見込まれるため、貸倒引当金5,307千円を取り崩した。

令和5年度において、医業未収金の不納欠損による損失として1,353千円が見込まれるため、貸倒引当金1,353千円を取り崩した。

令和5年度島田市病院事業会計予算内訳書

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業収益		14,132,694	2,133	14,134,827
	3 看護専門学校収益	141,721	2,133	143,854
	2 負担金交付金	125,329	2,133	127,462

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計負担金	2,133	運営費負担金 2,133

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業費用		16,715,923	2,133	16,718,056
3 看護専門学校費用		141,721	2,133	143,854
	1 給与費	122,790	2,133	124,923

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 給料	305	看護師給（専任教員）	305
2 手当等	1,109	看護師手当（専任教員）	1,080
		扶養手当	△ 240
		管理職手当	340
		期末手当	336
		勤勉手当	353
		通勤手当	204
		住居手当	327
		児童手当	△ 240
		事務員手当	△ 315
		期末手当	75
		通勤手当	△ 290
		児童手当	△ 100
		賞与引当金繰入額	344
3 報酬	208	会計年度任用職員報酬	208
4 法定福利費	511	共済組合負担金	377
		法定福利費引当金	134

公共下水道事業会計
予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払義務発生額
又は支払義務発生額の見込及び当該年度以降の支払義務発生予定額等に関する調書

事 項		債務負担行為の限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	下水道事業収益	損益勘定留保資金
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円
浄化センター維持管理委託 (令和5年度分)	補正前							
	補正額	400,000			6~8	400,000	400,000	
	補正後	400,000			6~8	400,000	400,000	
合 計	補正前	418,098		271,700		135,398	135,398	
	補正額	400,000				400,000	400,000	
	補正後	818,098		271,700		535,398	535,398	